

認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書】

年 月 日

石垣市長 様

住 所
申請者 電話番号
氏 名

住民票の住所を記載してください。（法人登記所在地は×）

（※法人の場合は代表者名）

☐創業予定 ☐創業5年未満（該当する□に✓を入れてください）

産業競争
力強化法
第34条第1項
と関係する
申請書

「いしがき創業塾」「いしがき起業ガレッジ」の場合…修了証明書を提出してください。
「ワンストップ相談窓口」の場合…カルテがありますので、職員へお伝えください。

2
の

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

内容： ○○○○創業塾

期間： 令和○○年○○月○○日～
令和○○年○○月○○日

2 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

- ・商号（屋号）： 商号(屋号)が決まっていなければ、「未定」と記入ください。
- ・本店所在地： 創業する場所が決まっていなければ、「未定」と記入ください。

3 設立しようとする会社の資本金 万円（会社の場合）

4 新たに開始しようとする事業の業種、内容

業種(小売業、サービス業等)と、
おおまかな内容を記入してくだ

5 設立しようとする会社（事業）の設立予定年月日 年 月 日

※創業済の場合、創業日

◆創業前…窓口で申請した日から6ヵ月以内
◆創業後…創業してから5年未満

6 証明書の申請理由、使用用途

☐登録免許 ☐創業関連保証 ☐新規開業・スタートアップ支援資金 ☐その他

※2～5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

石農商第 号 年 月 日

本証明の有効期間： この欄は記入不要です。 月 日まで

石垣市長

印

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

(裏面)

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

石垣市

認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社※¹設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※²を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 沖縄振興開発金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

4. その他

- (1) 証明書発行の費用は無料ですが、即日発行ではありませんのでご注意ください。
- (2) 証明書は、上記の支援制度を受けられることを保証するものではありません。
- (3) 法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。
- (4) 証明書を交付された方へ、後日、市から創業に関するアンケート（電話、郵送等）をさせていただく場合があります。

お問い合わせ先：石垣市農林水産商工部
商工振興課

TEL 0980-82-1533